

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会（第1回）

議事録

日時：令和2年8月24日（月）15：00～17：00

場所：環境省第1会議室（WEB会議）

○環境省（尾崎）

定刻となりましたので、ただいまより「第1回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。事務局を務めます環境省動物愛護管理室の尾崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたり、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長の郷、及び環境省自然環境局総務課長の奥山より、それぞれ御挨拶を申し上げます。

○農林水産省（郷）

皆様、どうもお疲れ様でございます。農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長の郷でございます。第1回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日は、御多用のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方、もう既に御存じの通り、昨年6月、議員立法によりまして、愛玩動物看護師法が成立し、公布されました。その後、昨年12月に国家試験を実施する試験機関に関する省令が施行されまして、今年の2月に指定試験機関として一般財団法人動物看護師統一認定機構を指定するなど、法律の施行に向けた整備などを進めてきたところでございます。

本日の検討会では、愛玩動物看護師法の施行に必要な具体的な事項について御検討いただければと思っております。獣医師と愛玩動物看護師との緊密な連携の下で、適正な獣医療が提供されることが何よりも重要だと考えております。構成員の皆様方におかれましては、忌憚なく御意見を出していただき、充実した検討会にしていきたいと思いますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○環境省（奥山）

続きまして、環境省自然環境局総務課長の奥山でございます。本日は、御多忙の中、本当にありがとうございます。私の方からは、動物愛護管理法を所管する観点から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

動物愛護管理法では、動物の所有者等は動物の疾病、あるいは怪我の予防、そういった日

常の健康管理に努める義務がございます。この責務を果たす上で、動物看護師が動物の適正な飼養方法について、飼い主に寄り添って助言を行っていただくことは、非常に有効なアプローチであると考えています。

また、この法律の目的の中には「国民の間に動物を愛護する気風を招来する」旨が定められております。動物看護師は、動物を介在させた小学校での教育や、あるいは、高齢者施設でのセラピー活動といったことにも取り組んでおられるということでございます。これは、まさに法律の趣旨に大きく貢献する活動というふうに認識しております。

この動物看護師が国家資格化とされて、今後、国民の間でも動物看護師の存在が広く認知されることが期待されております。また、国家資格化によりまして、動物看護師の知識・議論がさらに向上していけば、動物の飼い主の皆様にとっても、大変有意義なことだと思っております。本検討会は、動物看護師の皆さんと動物の飼い主との間でいわば信頼関係を構築していく上での、基盤を作り上げていく重要な場だと考えております。

本日、この会場と WEB 視聴を含めて、約 200 名もの方々が傍聴されていると伺っております。それだけ関係者も多く、そして、この制度に大きな期待を寄せる皆様がいらっしゃるのだと受けとめています。より社会的価値の高い資格制度となりますように、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただければと思っております。

簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○環境省（尾崎）

続きまして、本検討会の構成員の方を御紹介いたします。本来であれば、一人一人自己紹介をいただきたいところではございますが、お時間の関係もございますので、この場ではまず事務局より、お名前と御所属の紹介をさせていただきます。50 音順で御紹介させていただきます。

高木國雄法律事務所の弁護士、浅野明子委員です。

日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授、近江俊徳委員です。

一般社団法人 Team HOPE 代表、太田亟慈委員です。本日はオンラインでの御参加になります。

帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科准教授、加隈良枝委員です。

公益社団法人日本動物病院協会会長、川田睦委員です。

一般社団法人日本小動物獣医師会副会長、佐伯潤委員です。

公益社団法人日本獣医師会副会長兼専務理事、境政人委員です。本日はオンラインでの御参加です。

日本動物看護学会理事長、桜井富士朗委員です。

一般社団法人全国動物教育協会会長、下藺恵子委員です。

公益財団法人日本愛玩動物協会会長、東海林克彦委員です。

国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授、西村亮平委員です。

科学ライター、松永和紀委員です。

日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授、水越美奈委員です。

一般社団法人日本動物看護職協会会長、横田淳子委員です。本日はオンラインでの御参加になります。

続きまして、事務局を御紹介します。

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、郷達也課長でございます。

同じく、浦邊織奈課長補佐でございます。

同じく、中元哲也課長補佐でございます。

同じく、朝倉麗専門官でございます。

続けて、環境省自然環境局総務課、奥山祐也課長でございます。

動物愛護管理室、長田啓室長でございます。

自然環境局総務課、小高大輔課長補佐でございます。

私、動物愛護管理室係長の尾崎でございます。

次に、愛玩動物看護師法の試験事務を行う指定試験機関として本年2月27日に指定いたしました一般財団法人動物看護師統一認定機構の皆様でございます。最後に、環境省側事務局の受託者である株式会社オーエムシーの皆様でございます。以上でございます。

本日は、傍聴の皆様も多数おられますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点を中心に、お願い事項が幾つかございます。マスクの着用をお願いいたします。ソーシャルディスタンスの確保のため、席の間を離れた配置としていますが、携帯電話の使用や会話はお控えください。検討会終了後、三つの密の状態が発生しないよう、会場からは速やかな退席をお願いいたします。

また、一般的なお願い事項として、本日の検討会は、写真撮影は会議の冒頭のみとなります。議事の進行の妨げとなりますため、会議中の写真撮影はお控えください。あわせて、携帯電話の電源もお切りくださいますよう、御協力をお願いいたします。

本検討会において、傍聴者からの発言などについては認められておりません。席で静かに傍聴いただきますようお願いいたします。また、会場周辺での大きな声での会話も、迷惑となりますのでお控えいただきますようお願いいたします。その他、事務局の指示に従うなど、円滑な会議運営に御協力いただきますようお願いいたします。

本日は、密状態を避けるために、会場での傍聴人数は制限させていただいております。代わりに、オンラインでの傍聴を導入しており、本日の会議では約200名の傍聴者がオンラインで傍聴されています。従いまして、オンラインの傍聴者に分かりやすいように、各構成員の皆様におかれましては、御質問や御意見を述べる際は、大変お手数ではありますが、所属とお名前を都度おっしゃっていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の配布資料一覧に沿って、資料の確認を行います。なお、オンラインでの参加の構成員及び傍聴者の皆様には、事前に事務局から電子媒体を送付させていただい

ております。

1枚目は議事次第となっております、2枚目が配布資料一覧となっております。順番に読み上げますので、御確認いただき、万が一不足がございましたら、事務局までお申し付けくださいませ。

出席者名簿、配席図、資料1「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会開催要綱」、資料2「愛玩動物看護師法成立までの経過」、資料3「愛玩動物看護師法の概要」関連で、3-1「法の概要」、3-2「業務範囲の考え方（イメージ）」、3-3「受験資格」、3-4「施行スケジュール（想定）」、資料4「具体的な検討事項（案の1）」、資料5「今後の議論の進め方（案の2）」、参考資料1「他資格の例について」、参考資料2「愛玩動物看護師法・附帯決議」、参考資料3「指定試験機関の指定について」、参考資料4「動物看護師の現状」、参考資料5「認定動物看護師新コアカリキュラム（動物看護師統一認定機構策定）」、参考資料6「動物看護師統一認定機構が行う動物看護師統一認定試験の受験可能校マップ」、参考資料7「動物愛護管理法における愛玩動物看護師の位置付け」、以上になります。

続きまして、資料1「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会開催要綱」を御覧ください。

本日の検討会は、お配りした開催要綱に基づき設置しています。本検討会の趣旨及び検討事項については記載の通りでございます。検討会は、本日もそうですが、原則として、公開とさせていただきます。また、検討会の資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表いたします。

続きまして、開催要綱3.構成等の（3）に基づき、本検討会の座長を選任いただきたく思います。座長は、構成員の互選により選任するとありますが、自薦他薦などございますでしょうか。御意見のある方は、挙手をお願いいたします。オンライン参加の構成員の皆様は、画面に向かって見えるように挙手をお願いいたします。

では、境委員、お願いいたします。

○境委員

日本獣医師会、境でございます。私からは西村亮平委員を座長に推薦させていただきます。

西村委員は、大学で臨床分野の教授をお務めですし、農林水産省では獣医事審議会の会長、それから、環境省では中央環境審議会の動物愛護部会の委員をお務めで、両省の業務運営に精通されておりますので、座長に最適だと考えております。以上であります。

○環境省（尾崎）

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。それでは、境委員から西村委員を座長に推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

※「異議なし」の声あり

○環境省（尾崎）

ありがとうございます。それでは、西村委員に座長をお願いするということで、決定したいと思います。西村委員、一言お願いできますでしょうか。

○西村座長

西村でございます。座長として務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○環境省（尾崎）

西村座長、ありがとうございます。それでは、この後の議事進行は西村座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西村座長

改めて、よろしくお願いいたします。

なお、議事進行に移る前に、座長代理ですが、開催要綱の3. 構成等の（5）に、「座長に事故がある時は、座長があらかじめ指定する構成員が、その職務を代理する」とあります。座長代理の指名は、座長に一任いただき、次回の検討会の際に皆様に御報告させていただこうと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

※「異議なし」の声あり

○西村座長

ありがとうございます。それでは、そのようにしたいと思います。これから議事に移りたいと思いますが、その前に、私の方から、委員の皆様にお願いがあります。今から言う5つのことを念頭に置いて、この審議を進めていただきたいと思います。

1つ目は、動物看護師とは、皆さんにとって何かと考えていただきたいと思います。例えば私にとっては、動物看護師がいなかったら、病院自体が回りません。それぐらい、今の獣医療には看護師は非常に重要なポジションにあると思っており、そのことを念頭に置いていただきたいと思います。

2つ目は、私の個人的な見解かもしれませんが、獣医療は安全が第一であると思います。安全が全てのことに優先すると思います。もちろん、リスクゼロというお話をしているわけではありませんが、これからいろいろと御審議していただく上で、安全ということを必ず念頭に置いて考えていただきたいと思います。

3つ目は、社会通念も念頭に置いていただきたいと思います。社会が現状の動物の看護師をどのように見ているかということも、意識していただきたいと思います。

4つ目は、人の看護師の仕事の内容も、決して最初から決まっていたわけではなくて、年々変わってきているというプロセスがあります。看護師の国家試験の制度が1948年に始

まったと聞きますが、実は、静脈内投与が診療補助として認められたのは、2002 年ということで、50 年以上経ってからということです。ということは、その間、安全等を考えながら、少しずつ少しずつ進んできたという経緯があります。

我々も、ここ、ここと区切るのではなく、現状がどうかということを念頭に置きながら、法律のことは詳しくありませんが、できる範囲について通達を変えていくということもできると思います。将来はこうだが、今はこうだということができますので、そのことも考えながら、先ほど申し上げた安全を念頭に置きながら、整理していくという考え方が大切ではないかと思います。

最後のお願いは、次回からですが、恐らく資料があらかじめ送られると思いますので、委員の皆様には資料をじっくり読んでからお越しいただきたいと思います。ここで資料の説明を長々とするのではなく、できるだけディスカッションの時間を取りたいので、お忙しいとは思いますが、資料を読み込んで来ていただきたいと思います。もう 1 つのお願いは、事務局に資料をなるべく早く構成員の皆様を送ってほしいということです。環境省の資料は、前日の夜などによりやく送ってくるなど、読む暇もないということがありますので、せめて 2 日前までに送っていただけると助かります。ぜひ、ここで実りあるものを皆さんと作り上げていきたいと思いますので、この辺を念頭に置いていただくと、大変助かります。

スケジュール的には結構タイトだと思いますので、集中してディスカッションを行っていかないと間に合わないということもありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。最初に議事（1）において、検討会について、事務局から説明をいただきたいと思います。事務局からの説明の後、一旦 20 分ほど質疑応答の時間を設けたいと思います。それでは、議事（1）について、事務局から説明をお願いいたします。

○環境省（小高）

ありがとうございます。環境省自然環境局総務課の小高と申します。着座にて失礼いたします。

まず、資料を御説明させていただく前に、本日の議事の目的について、簡単に説明いたします。本日の議事は 3 つございますが、まず（1）において、法律成立の経過や概要、施行スケジュール、そして付随する参考情報について御説明いたします。

まず、法律をはじめ、制度全体の入り口の部分について御理解を進めていただければと思います。議事の（2）においては、具体的な検討事項の案について、御説明いたします。この検討会において、何をどこまで議論するか、認識共有をはかりたいと思います。次に議事（3）においては、今後の検討の進め方について、御意見をいただきたいと思います。業務範囲などのサブスタンスに関する議論は、本日を経て、次回及び次々回での検討会が中心となります。

それでは、議事（1）に関する資料の御説明を始めます。まずは、資料 2「愛玩動物看護

師法の成立までの経過」を御覧ください。愛玩動物看護師法は、昨年の通常国会で議員立法により成立した法律でございますが、国家資格化に至るまでに、関係団体による大変精力的な活動がございました。

まず、平成 15 年に、日本獣医師会小動物委員会において「動物医療における動物看護師の在り方について」が取りまとめられました。当時、それまでは社会での認知が十分とは言えなかった動物看護職ですが、家庭動物医療の中で定着が進み、獣医師の側からも、動物看護職の質の向上や、供給の安定を望む声が高まり、動物看護職の公的資格化、及び、その就業環境整備等に具体的な検討を進める機運が高まったと聞いております。

平成 18 年には、日本獣医師会が「動物診療補助専門職検討委員会」を設置し、そこでの検討経過を経て、平成 21 年には、動物看護職の職能団体である一般社団法人日本動物看護職協会が設立されたというふうに承知しております。その後、平成 23 年に、全国統一試験と、試験に基づく資格認定の統一実施を担う機関として動物看護師統一認定機構が設立されました。ここに記載の 5 団体による共同の統一試験の実施を経て、平成 25 年には、動物看護師統一認定機構が全国統一試験、統一認定を開始いたしました。

動物看護師統一認定機構が認定を行う認定動物看護師については、本年 8 月 1 日現在において、登録者数が約 2 万 5,000 人に上っていると承知しております。

こうした関係者の皆様の歩みも踏まえ、国会議員の先生方による議員連盟の精力的な検討を経て、昨年 6 月 28 日に法律が公布されました。資料 2 の説明については、以上でございます。

次に、資料 3 に移ります。資料 3 は、3－1 から 3－4 までの 4 種類あります。

まず、資料 3-1「愛玩動物看護師法の概要」について説明いたします。この資料では、法律の成立の背景と主な内容について、記載しております。背景については、3 つ記載しております。

まず、1 点目の獣医療の内容の高度化、多様化、そして 2 点目の犬・猫の飼養頭数の増加が挙げられます。我が国の犬・猫の飼養頭数は、15 歳未満人口を上回る約 1,900 万頭と推測されております。国民における動物愛護思想の普及等に伴い、犬・猫等の愛玩動物は、今や多くの家庭において、家族の一員としてかけがえのない存在となっているのが現状でございます。このような中、愛玩動物の飼い主が求める獣医療の内容が高度化・多様化し、生活環境や人の健康への被害防止等の観点からは、しつけなどによる飼い主責任の徹底を求める声も高まっております。

また、3 点目として記載しておりますが、近年では、人と動物の関係が人に与える影響の重要性が認識され、動物を介在した介護や福祉、疾病治療や疲労回復、教育に関する諸活動も行われるようになり、単なる愛玩動物としての飼養にとどまらず、その社会的な意義も増していると考えerべきだと思っております。こうしたことから、我が国では、愛玩動物の診療における獣医師と動物看護師によるチーム獣医療提供体制の整備や、動物看護師によるしつけ教育等の活動の充実が必要であり、動物看護師の役割の重要性が高まっている状況

にあります。

こうしたことから、国家資格化をはかることにより、技術的水準の確保、専門職としてその業務を十分に果たすことができる環境整備といった諸課題を解決し、法目的にあるような、愛玩動物に関する獣医療の普及や向上、そして、愛玩動物の適正な飼養を実現するために、今回法律が定められたと理解しております。

主な内容ですが、3つの四角でポイントとなる点を記載しております。冒頭の2行に記載のあるアスタリスクに、愛玩動物の定義がありますが、法律では、獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬・猫その他の政令で定める動物と規定されております。政令で定める動物は、本日時点で関係する政令は公布されておられませんけれども、獣医師法第17条に基づく政令では、オウム科全種、カエデチョウ科全種、アトリ科全種の3つが規定されていると承知しております。

愛玩動物看護師の免許と記載された四角には、国家資格免許取得に関わる法律の規定のポイントが記載されております。免許取得については、愛玩動物看護師国家試験に合格し、主務大臣から免許を付与されることが必要となります。ここで言う、主務大臣とは、御承知の通り農林水産大臣及び環境大臣を指しております。また、主務大臣は、登録機関及び試験機関を指定できることになっておりますが、先ほど御紹介させていただいた通り、動物看護師統一認定機構を既に指定試験機関として指定しております。

左の四角に、愛玩動物看護師の業務について記載しております。後ほど御説明いたしますが、この愛玩動物看護師の業務に列記されている3つが、次回、次々回の検討事項の中心となってきます。最後の四角のところは、他の国家資格にも見られるような、名称の使用制限に関する規定について記載しております。

資料3-2でございますが、業務範囲の考え方のイメージを記載したものでございます。こちらの水色で囲まれたエリアが獣医療の業務範囲、オレンジで囲まれたエリアが愛玩動物看護師の業務範囲となります。

愛玩動物看護師の業務として法律に位置付けられているものは、大きく分けて3つの内容がございます。1つ目は診療の補助、2つ目はその他の看護、そして3つ目が、黄緑色で囲まれておりますが、動物の愛護及び適正な飼養に関する業務になります。

診療の補助とその他の看護につきましては、獣医療の業務範囲の中に該当するものでございます。診療の補助は、今回の法律で、いわゆる業務独占となる業務でございまして、具体的な例として記載しておりますのは、採血・投薬（経口）・マイクロチップ挿入・カテーテルによる採尿などでございます。ただし、これらは獣医師の指示のもとに行う必要があると規定されております。その他の看護としては、入院動物の世話や診断を伴わない検査などが挙げられます。

下の黄緑色の中にある動物の愛護及び適正な飼養に関する業務としては、具体的に7つ例示として明記されております。これらの業務は、特徴としては、対動物だけではなく、対人へのアプローチの側面も強く、社会が愛玩動物看護師に求める要請に応えていく上で、大

変重要な業務分野になっていくことが期待されております。大枠としては、今回の愛玩動物看護師法により、先ほどの診療の補助の部分、そして、動物の愛護及び適正な飼養に関する業務の2つが、従来の民間資格である認定動物看護師の業務に追加的に加わった業務分野であると、まずは御理解をいただければと思っております。

続きまして、資料3-3に移ります。法律に定められた受験資格に関わるものでございます。法律の条文に規定された内容を1枚にまとめたものでございます。国家試験を受験するためには、3つのルートがございまして、上から通常ルート、そして、真ん中の既卒者・在学者の特例措置、そして、1番下にある未就学者の特例措置の3つのルートがございます。

通常ルートは、法律の施行後に入学する学生に適用されます。大学であれば主務大臣が指定する科目を修めて、卒業した者、養成所であれば省令の基準に適合する養成所で、3年以上愛玩動物看護師として必要な知識・技能を取得した者が該当します。そして、一番右は、外国の関連学校や外国で免許を取った場合に、個別的に主務大臣が認めた者となります。養成所については、特例措置の養成所もそうですが、都道府県知事が指定することになっております。

既卒者・在学者の特例措置ですが、左2つの既卒者は、施行日前に卒業した者または養成所で必要な知識・技能の修得を終えた者です。右2つの在学者の方は、施行後に卒業した者、ないしは、施行後に必要な知識・技能の修得を養成所で終えた者になります。

通常ルートの養成所と真ん中の養成所では、1つ違いがございまして、特例措置の養成所の方は、診療の補助については除かれておりますので、この部分について、その上にあります主務大臣が指定する講習会で補った上で、受験資格が得られることとなっております。

最後に、未就学者の特例措置ですけれども、こちらは診療の補助を除く、愛玩動物看護師の業務に関わる実務経験を5年以上有する者が該当しますが、こちらについては、講習会及び予備試験に合格をした上で、愛玩動物看護師試験の受験資格が得られるということになっております。こちらの予備試験ですけれども、働く場所によって、実務経験に差異があることを考慮して、予備試験によって一定程度国家試験を受験し得る能力が備わっていることを確認、担保するための措置でございます。これら講習会や予備試験については、法律の施行日から5年を経過する日まで特例が設けられることになっております。資料3-3については、以上でございます。

資料3-4に移ります。本日時点の愛玩動物看護師法の施行スケジュールでございます。左の令和元年度からいきますと、まず、法律の公布が6月28日にございました。そして、同年度の12月1日に一部施行されまして、指定試験機関として、動物看護師統一認定機構を2月27日付で指定いたしました。そして、本年度、令和2年度は、カリキュラム検討会を開催し、今年度中の取りまとめを行います。

令和3年度は、具体的な政省令が制定され、それを踏まえて各大学・各養成所で具体的なカリキュラムの準備を行っていただくことになります。そして、法律の施行自体は水色の線にあります通り、令和4年の6月27日までに施行をさせることになっておりますけれども、

今後、その施行期日を決める政令を公布していく予定になっております。

最後に、第1回国家試験の時期ですが、令和5年12月末頃までに第1回試験を実施します。試験のタイミングも、この検討会において議論をいただくことになっております。スケジュールについては、以上でございます。

続きまして、参考資料1から7を簡単に御紹介します。

参考資料1「他資格の例」についてでございます。他資格の例として、様々な業務独占がある医療系の法律の中で、言語聴覚士法を例示として挙げております。先ほど受験資格を得るための大学の科目の要件や、養成所の要件などに言及をさせていただきましたが、実際の言語聴覚士法では、この四角囲みの中にある2つ目の○にある通り、大臣が指定する科目として、厚生労働省の告示としてこういった各号列記されている形で規定されております。これはあくまで、こういった他資格の例があり、イメージとしてこのように規定されている1つの例として御理解いただければと思います。

裏面は、養成所の指定基準について、どのような定められ方をしているかの例でございます。四角囲みの中の2つ目の○、言語聴覚士学校養成所指定規則が、文部省・厚生省令で出されておりますが、こちらは指定基準として、別表に定めた上で、省令を公布しています。規定の仕方は、他資格の例を見定めながら、こちらでも農林水産省と環境省の省令で定めていくことになっていきますので、一つの参考として、御承知おきください。

続きまして、参考資料2でございます。愛玩動物看護師法の法律条文になります。条文そのものを細かく説明することは、ここではいたしませんけれども、この紙で言うところの最後の3枚に、衆議院環境委員会と参議院環境委員会の附帯決議が付いております。衆議院環境委員会の附帯決議には、その運用について万全を期すべきであるということで、7つの決議が記載されております。

例えば、3号には、愛玩動物看護師の制度化による業務独占及び名称独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう、十分配慮するよう記載されております。また、5号には、教育養成機関等における費用負担の増加が、動物看護師の志望者を抑制することにつながらないように、看護師全体の処遇の向上に向けて、社会的役割の周知や認知の向上、必要な環境整備に努めることとあります。そして、6号には、動物愛護管理法との連携に十分に配慮するよう規定されております。

ページをめくっていただくと、次に参議院環境委員会の附帯決議がございます。内容としては、8割方衆議院環境委員会の決議と類似をしておりますが、違いを簡単に申し上げますと、1号の後段、「また、」以降で、愛玩動物看護師資格取得後についても、現場での指導及び人材育成の充実に努めることとございます。また、2号の冒頭には、国家試験の詳細及び実施までのスケジュールを広く国民に周知し、円滑な国家資格化への移行に努めることとございます。また、4号には、診療の補助に関する業務については、幅広く国民の理解を得られるように、慎重に検討することとございます。

めくっていただき、8号には、獣医療を担う獣医師の偏在問題の指摘、そして、産業動物

分野、行政分野における人材育成のことについて触れられております。最後に、10号では、法律の施行後5年を目途にした施行状況の調査、そして、愛玩動物看護師の処遇等についての検討に加えて、所要の措置を講ずることについて、記載がございます。附帯決議について、簡単に御紹介をさせていただきました。

参考資料3については、指定試験機関の指定をした時の告示でございますので、こちらは説明が重複しますので、割愛させていただきます。

次に、参考資料4ですが、今年7月1日付で、この検討会の構成員としても参画されております横田委員が会長を務められる一般社団法人日本動物看護師協会が行った、動物看護師の勤務実態に関するアンケート調査をもとに作成した資料になります。一番上に、現在勤務している就業場所ということで、パーセンテージが記載されておりますが、御覧の通り、動物病院などの動物診療施設で働く人が割合としては多いということを示しております。真ん中の勤務年数については、今回、法律の受験資格の特例措置のところで実務経験5年という数字が出てきておりますので、アンケート調査のサンプルに限られますが、どのぐらいの方がどのぐらいの年数を経験しているのかを、概要として御理解いただくために出したものでございます。

最後の雇用形態は、正規雇用と非正規雇用の割合を示しております。こちらの依頼は、※2にもあります通り、協会会員と動物病院関連・教育機関に対して行われているので、多少、その母数に含まれる回答者は当該団体等に関与がある者が中心であることに、一定程度留意が必要であると思っております。

参考資料5については、動物看護師統一認定機構が策定している認定動物看護師の新コアカリキュラムになります。こちらはまた、カリキュラムの議論を進めていく際の材料になりますので、今回は詳細な説明は省略いたしますが、御承知おきいただけると幸いです。

次に、参考資料6でございますが、今回の検討会に向けて作成したのですが、認定動物看護師、既存の統一認定試験の受験可能校が、全国のどういった地域に存在しているのかということを示したものでございます。講習会や予備試験、国家試験そのものの実施場所を検討していく上での1つの材料になろうかと思います。

最後に、参考資料7でございますが、動物愛護管理法における愛玩動物看護師の位置付けについて記載してものでございます。令和元年の動物愛護管理法改正により、ペットショップやブリーダーなどの第一種動物取扱業者が事業所ごとに選任義務のある動物取扱責任者の要件を見直したところでございます。参照条文の1つ目の○にあります通り、動物取扱責任者の要件については、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者とありますが、つまりは、実務経験と資格制度の両方を問うことになったという要件の見直しが成されました。これに伴い、参照条文の2つ目の○にある通り、動物愛護管理法施行規則が、今年の2月に改正されましたが、第9条ロにおいて、愛玩動物看護師法の免許取得者についても、この要件に明記されたということで、先ほど申し上げたような、技術的能力と実務経験の両方が備わっているということが愛玩動物看護師には担保されるという趣旨から、このよう

に規定されたと理解をしております。

駆け足になりましたけれども、資料 2、3、そして、参考資料 1 から 7 について、簡単に御説明をいたしました。議題 1 の事務局からの説明については、以上になります。

○西村座長

ありがとうございました。

それでは、今まで受けた説明について、何か御質問や御意見がございますでしょうか。

○水越委員

私の理解が足りないところもあり、事務局の方に質問です。参考資料 2 の愛玩動物看護師法の条文ですが、第 2 条第 2 項のところで、診療補助の一環として行われる衛生上の危害の生ずる恐れが少ないと認められる行為とあるのですが、ここの衛生上の危害の生ずる恐れが少ないと認められる行為ということを、わざわざこの条文の中に入れた意図を教えてください。

診療補助やその他の部分でも、衛生というのは、動物看護師の業務の中にどうしても関わってくる部分だと思いますが、その上で衛生上の危害の生ずる恐れが少ないと認められるとなっているということは、どのように解釈をしたらよろしいでしょうか。

○環境省（小高）

環境省から、当時の議員立法の制定の件を踏まえて回答しつつ、農水省さんからも補足があれば、お願いいたします。

今、水越委員から御指摘がございました愛玩動物看護師法第 2 条第 2 項の診療補助の定義の部分ですが、こちらは法令上、そのやり方としては、診療補助について、A、B、C、D のような形で、農水省と環境省の省令に具体的に列記する方法もあったところではございます。ただ、今回このような規定になったこととしては、獣医療の中の診療と比較して、診療の補助の定義が、技術レベルが獣医療の中の診療ほどは必要のない行為として、かつ、先ほど西村座長の 5 つのコメントの中でもおっしゃっていたところですが、社会情勢が変わっていくに当たって、認められる行為が社会通念上変わり得るということもありまして、議員立法の議論があった時には、ここには具体的な補助行為を列記するということではなく、定性的な概念として、社会情勢に合わせて認められる行為を考えていけるような規定ぶりになったと、我々としては承知しております。

もし、農水省さんからもコメントがあれば、お願いいたします。

○農林水産省（中元）

危害が生ずる恐れが少ないという表現ですが、ある解釈ですが、実は獣医師法も診療行為は危害を及ぼし、または、及ぼす恐れがあるということです。獣医師法にある診療行為と比

較して、どの程度のレベルかというものを上手く表現するための条文上の表現だと解釈しております。よろしいでしょうか。

○西村座長

水越委員、よろしいでしょうか。

○水越委員

はい、大丈夫です。

○西村座長

他にございますでしょうか。

○東海林委員

法律の施行の関係で、事務局に教えていただきたいことがあります。

資料３－４、それから附則の 23 ページ、第 2 条第 1 項のハのところを見比べて考えたのですが、資料 3－4 でいきますと、右の方、水色で書いてありますが、法の全部施行が行われて、つまり、養成所の指定はいろいろな基準ができて、施行が行われて初めて晴れて養成所の指定を申請・認定ということが起きるのかなと思います。

附則のハを見ますと、養成所で取得を終えた者とありますが、この養成所は遡及するのか、遡るのかなと読めたのですが、ここはどのように解釈したらよろしいでしょうか。

○環境省（小高）

御指摘ありがとうございます。

法律の施行日と、附則第 2 条の、例えばハに見られるような特例措置の狭間の時期についての解釈ですが、現状素直に進んでいくと、資料 3－4 の水色の施行日以降に養成所の正式な認定や、法律の施行に伴う法律の効果が発動してくるので、その前の、直前に関わってくる学生の法的な位置付けの関係が問題になってきます。法律で言うところの条文の 19 ページ、第 39 条、試験の細目等ということで、試験科目や養成所の指定、受験手続、試験事務の引継ぎといった事項について、農水省と環境が省令を定めると書いております。この法律は関係する学校もそうですし、学生もそうですし、関わってくる人たちが非常に多いので、狭間のシフトの時期は非常にセンシティブになりますが、例えば、第 39 条の規定に基づいて、必要な準備手続に関わる経過措置を置くというような手法も考え得ると、今のところは考えております。

今、具体的な準備手続の規定をどう置くかといったところまでは検討が詰まっていない状況ですが、今いただいた御指摘については、検討段階では理解と認識を進めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○東海林委員

くどいようですが、この水色の全部施行の前に、ほぼカリキュラムに従った学習をして、専門学校を卒業した学生も、実は養成所になっていないわけですが、養成所を卒業したと見なすような措置も視野に入れて、検討を進められているという理解でよろしいでしょうか。

○環境省（小高）

御指摘の通りの検討で進めておりますので、施行前の修得者、施行前では養成所になっていなかったとしても、養成所と指定されることによって、そこで履修したとなれば、特例措置として適用される学生として受験資格を得られる仕組みを考えております。

○東海林委員

ありがとうございます。これからの詳細な検討段階の話だと思いますが、カリキュラムが決まると、例えば、100 科目履修しなさいと決めて、それがオープンになる前に、それを全部網羅せずに、98 科目は網羅しているけれども、1、2 科目足りなかった、不十分だったとか、いろいろなケースが発生してくると思います。全国の専門学校、養成所の方でいろいろなことを考えて、いろいろな対応をされているとは思いますが、スムーズに移行ができるように、いろいろと御配慮をいただければと思っております。

○西村座長

他にございますでしょうか。

○下藺委員

今の御質問に少し関わるのですが、法の施行日がこれから省令で定まるところと伺いましたが、法の施行日により、何年度の学生から通常ルートで受験ができるのか。もしくは、附則第2条での受験になるのかが教育機関として在校生や進路選択者に対して説明していく上で重要になっています。

法の施行日云々ではなく、いつ決まって、いつ発表していただけるのかが、とても気になる部分ですので、その辺のスケジュールを教えていただければありがたいです。

○環境省（小高）

法律の完全本格施行の日付については、施行期日政令が今後定まっていますが、具体的ないつそれが公布できるかということは、我々としても具体的にはまだ申し上げられません。今年度、それほど時間がかからない段階で皆様にお知らせできるようなスケジュールで準備を進めておりますということを申し上げて、次回、次々回の検討会にてお知らせできる段階にあれば、正式にお知らせしたいと思っております。

○西村座長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

○佐伯委員

法律のところですが、第9条に免許取消が定められておりますが、冒頭、座長の方からも安全にというお話がありました。また、今後、この会議の方では業務範囲も決めていくと。業務独占に係る業務の方も決めていくという中では、資格に関わる審査、取消等も含めて、獣医師の場合には、農水省の方にそういった検討会議があつてということがありますが、今後、愛玩動物看護師の方につきましても、獣医師と同様に、都道府県の環境部署であるとか、そういった免許の審査をするようなシステムを検討しているということによろしいでしょうか。

○環境省（小高）

御指摘ありがとうございます。今回、特に養成所の認可の方では都道府県が関わってきますが、御指摘をいただいたような仕組み作りの検討の開始は具体的にはできていないところではございますので、獣医師法を所管する農水省さんと連携しながら、今の御指摘について、検討を深めたいと思います。

○西村座長

他にございますでしょうか。

○境委員

先ほどの東海林委員の御質問についての小高さんの御説明を、WEBの調子が悪くて聞き逃したかもしれませんので、確認をさせていただきます。

法第31条の受験資格についての大臣の指定科目や、知事の指定する養成所と、附則第2条の大臣の指定する科目と、知事が指定する養成所の条文、これは前者は診療の補助が入って、後者は診療の補助が入っていないわけですので、違うものと捉えまして、第31条の科目の指定や知事の養成所の指定と、それから附則第2条の指定科目、知事の養成所の指定は別々に成されるところと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

○環境省（小高）

ありがとうございます。境委員が御指摘の通り、法律第31条の受験資格と附則第2条の受験資格の特例については、当然概念が異なってきますので、それぞれ根拠規定が異なる形での申請になりますので、厳密な意味では別々の申請になります。

ただ、養成所としての認定申請をする時に、恐らくではございますが、各都道府県の学事

課、及び、愛玩動物看護師法を所掌する担当部局が認可申請等について担当するかと思います。各学校において、別々に申請するか、一括して申請するかは異なってくるかと思いますが、いずれにせよ、申請の段階で混乱がおきないように、我々は都道府県等にもこの法律の仕組みについて、そして、認定の基準についても周知していきたいと考えております。

○西村座長

境委員、よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

それでは、次に議事（２）検討会における具体的な検討事項の内容について、事務局から御説明をお願いいたします。

○環境省（小高）

議事（２）「検討会の具体的な検討事項」について、御説明します。

資料４（案の１）と書かれた資料を御覧ください。全部で大きく４つ記載しております。

１つ目は、愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能についてが、検討事項として大きなものとして挙げられると思っております。１-１にある役割、そして、１-２にある政令で定める動物をどうするかということ。そして、１-３にあります通り、動物看護師が業として行う行為として、診療の補助、看護、そして、動物愛護及び適正飼養に関わるものでございます。そして、１-４が必要な知識及び技能ということで、項目１としては、こういったことが記載されております。

項目２といたしましては、大学及び養成所における必要な科目、カリキュラムについて検討が必要だと考えております。まず、２-１では、カリキュラムの到達目標。これは項目１に掲げられた動物看護師の役割、知識及び技能を踏まえた上で、到達目標を検討していく必要があると思います。２-２にあります通り、大学・養成所で必要な科目、具体的なところでは、講義科目や実習科目、そして単位数をどうするかといったところが論点になると思います。２-３は、外国の関連学校を卒業、個別に大臣が認定していくものについての扱いをどうするか。そして、２-４では、養成所等の教員の要件をどうするかということが検討事項に挙がってきております。

次の３と４は受験資格の特例についての検討事項でございます。まず、項目３の受験資格の特例、既卒者・在学者についてでございますが、３-１と３-２は、科目と必要な知識と技能、そして、３-３では、講習会の内容や時間数、そして開催方法について必要な検討が出てくると思っております。

項目４は、実際に働かれています方、現任者の特例の部分についての検討事項ですが、まず、現任者の範囲をどうするかということ。そして、これは他の国家資格についてもかなり検討が難しい項目ではございますが、実務経験５年の換算方法や証明方法について、検討が必要だと思っております。そして、現任者についての講習会の課程についての検討、そして、個別に同等以上経験を有すると認める者の扱いについて、検討が必要だと考えております。

最後、項目5ですが、国家試験及び予備試験の出題範囲、そして、方式や出題数といった試験の実施方法、あとは、合格基準です。他の資格を見てみると8割ぐらいが合格率だったりますが、そういった総合的に見てどのように合格基準を定めていくか。そして、これが1番重要なと思いますが、試験の実施時期をどうするかということが、検討事項になるのかなと思います。

項目6はその他の事項でございます。カリキュラム検討会の具体的な検討事項としては、こういったことを考えておりますので、御意見等をよろしく願いいたします。以上でございます。

○西村座長

ありがとうございました。具体的にどういうことを決めていくかということですが、重要なところになってきます。御質問や御意見等がございますでしょうか。

○横田委員

今後、具体的な検討に入るに当たりまして、少しお話をさせていただきます。

まずは、現任者についてですが、やはり現任者がこの国家試験を受験しやすい環境整備をお願いしたいと思っております。当協会での今年の初めの調査でも、現時点でも84%に上る動物看護師が国家資格の取得を望んでおります。ただ、働きながらの受験については、金銭的にも大変ですが、勤務先等の休暇の配慮がないと、大変困難になってきます。

ぜひとも、受験に係る手数料や、また、実務経験の判断方法、試験受験のための労働環境の最大限の配慮を、獣医師を統括しております農林水産省さん、また獣医師団体の皆様をお願いしたいと思っております。

また、2点目、業務独占の範囲についてです。今の現場では、特に西村座長のお話にありましたように、安全というところが大変重要な点ですけれども、より良い動物医療、また、チーム動物医療の未来を見据える必要があるとも考えております。業務独占によって、現場では国家資格者が雇用されなければ、また、取得した者との差異がなければ、処遇面なども改善されていかないと思っております。

ですから、今後の拡大等も含めて、ビジョンを持って、これから子どもたちが目指す職業に動物看護師になっていくためにも、今後大切なポイントだと思っておりますので、その点も踏まえて、御検討をよろしく願いいたします。以上です。

○西村座長

ありがとうございました。他に何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

○川田委員

この会議に当たって、今まで各団体や組織等によって、様々な議論がされてきたと思いま

す。日本獣医師会の小動物臨床委員も兼任しておりますが、やはり同じ内容の資料というのも、今まで拝見したこともあります。そういったことから考えると、西村座長がおっしゃったように、あまり時間がないのであれば、核心的な内容を話し合っただけであればありがたいなと思っております。

例えば、カリキュラムに関しては、参考資料5に出ておりますが、統一認定機構さんの認定動物看護師新コアカリキュラムが、基本的にはたたき台になるのだろうかと、私は理解しております。それでよろしいのかどうかです。

次に、衆議院の附帯決議、それから、先ほどの横田会長の話にもありましたが、どうしても卒業までに費用もかかる、あるいは、資格を取るのに費用がかかる。私は動物病院協会の会長という立場で、多くの友人あるいは同僚の獣医師と話をしていきますと、国家資格化した時に、簡単に言ってしまうと、コンプライアンスの向上と給与所得を上げてほしいというふうに聞いておりますが、それがどのぐらいのレベルを我々に期待しているのかということが分かりません。動物病院によっては、国家資格を取って、看護師の雇用が高額化するのであれば、その他の方法論を考えようかという人も当然出てきます。

看護職協会さんが平成21年、約10年前にできていますが、その時から考えると随分と働き方改革や人手不足の問題から、動物病院の雇用が10年前と比較にならないぐらい改善してきていると、私自身は考えております。もちろん全体ではありませんが。その上で、さらに国家資格になった場合に、どのように我々が対処したら良いのかというのが、少しアドバイスをいただければと思っております。

長くなりましたが、3番目は、このカリキュラムの中で、私が最近どうしようと思っていることが実習です。このプログラムを見ますと、10月11月でカリキュラムの到達目標や様々な養成所で必要な科目を決めますが、今のこの現状では、コロナの関係で学校側も学生に実習に来てもらうということは、受け入れ側の動物病院としては非常に難しいです。多分、来年も難しいでしょう。

動物病院は基本的にはオープンな病院もありますが、個室型の病院も多いですし、手術室は完全に密閉されています。そういうところに、座学はともかく、実習はある程度今の段階で基準を変えておかないと、数年経った時に、これは実習として認定基準に通ってないとなる可能性があるのではないかと危惧しております。これらの3つに関してが私からの質問です。

○西村座長

ありがとうございます。多分、この検討会のボリュームとしては、診療補助をどういうところにするかが、1番大きいと思います。それが決まって、必要なカリキュラムや試験の内容が決まってくると思います。試験のやり方やその辺は、従来のやり方を踏襲する、似たようなことをやると思いますので、検討の中ではメリハリをつけていかないといけないかなと、個人的には思っているところではあります。

確かに、カリキュラムに関しては1つの形がありますので、それを土台にディスカッションをすれば良いと思うので、そこは一から作るわけではないので、非常に助かるのかなと思います。

待遇に関しては、ここで議論できるような感じではないと思います。先ほどお話が出た動物看護師の勤務実態に関するアンケート調査が今年出ていますので、これを見られると良いかなと思います。

実習などについてはこれから十分検討しないといけないですね。今後の特にワーキングチームのところの話になってくるかなと思います。確おっしゃるように、実習をどうするのということが、コロナ禍の中ではよく考えていかないといけないかなと思います。

何か、今の点につきまして、事務局から補足やお答えはありますか。ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○東海林委員

今、川田先生の方からカリキュラムのお話がありましたので、それに関連して発言させていただきます。

愛玩動物看護師という国家資格制度ができて、本当に獣医療も含めてこのペット関連が良い意味で変わってくるのではないかなと期待しているところです。今は、獣医療あるいは適正飼養というところで見ますと、かなりニーズ、シーズ、あるいは、いろいろな業界の広がりといったものも含めて、多分ここ5年10年で飛躍的に広がった、変わってきたのではないかなと思っています。

この看護師の役割を大きく二分すると、獣医療の補助と適正飼養の推進ということになるかなと思いますけれども、その2つの分野とも、実は、ちょっと獣医療の専門的な分野から離れてみますと、かなり様変わりしてきているのではないかなと思っています。

例えば、獣医療の補助では、ソフトな獣医療と言いますか、衛生健康指導と言いますか、いわゆるペットの保健師さんの役割、飼養訓練士と言いますか、歯科衛生士と言いますか。そんなところまで広がってきている、あるいは、そういったニーズがどんどんこれから膨らんでくるのではないかなと思っています。ソフトな獣医療、健康衛生管理ですね。

それから、適正飼養と動物愛護の方は、まさにかかなり拡大していると思ひまして、古くから言いますとしつけやマナーの話がありますが、それだけでなく、例えば、ペットツーリズム、ペット共生住宅、つまり、人と動物との関係全てを網羅するといった意味で、人とペットの暮らし環境そのものを根本的に切り込んでいったいいものにしていくといった意味では、ペット共生マンション、ペット共生住宅という言葉がありますけれども、実はそういうところまでしっかり学習しておかないと、本当の意味での愛護動物看護師としての獣医療の補助と適正飼養の指導はできない時代になってきているのではないかなと思っています次第です。

実は、日本愛護動物協会はそういったソフトな獣医療や適正飼養は幅広く捉えてやって

いくといったところをホームとしているので、もし、座長の御了解をいただけるのであれば、私どもの方でその辺を具体的にイメージしていただけるような教科書のようなもの、実際に専門学校で教科書として活用していただいているところもあるのですが、それを次回お持ちさせていただけたらと思います。具体的なものを見ていただいた方が、イメージがしやすいのではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○西村座長

事務局の方は、それで良いでしょうか。では、お願いできればと思います。

○東海林委員

分かりました。それから、実習はこのコロナの騒ぎの中で、いろいろな資格制度のところでも問題になっていて、もう既に御存知かと思いますが、教育実習ですらも教育実習に行かなくても良いと、大学で代替措置にすれば良いというように、つい2週間ほど前に文部科学省が通達を出してくれた次第です。

こういったコロナに限らず、いろいろな実習ができない状況がこれから起こり得る可能性が高いかと思いますので、実習の規定を作る時には、そういった配慮、リスク分散がこれからの時代に必要なのではないかと個人的に考えています。

○西村座長

ありがとうございます。

○加隈委員

事務局に御質問させていただければと思います。検討事項2のカリキュラムの部分です。

私も不勉強で、獣医師法にどこまで規定があり、それと、大学となりますと設置基準のところでは、私が知っている範囲では、畜産学であれば牧場が必要とか、獣医学であれば附属病院が必要、教員養成であればこういうものが要といった、必要な施設の規定があったような記憶があるのですが、医療関係の資格では大学に関しては厚労省の規定が重なってくる部分があると思いますが、文科省とどこで突き合わせが行われるのかが気になりました。

例えば、獣医師は獣医学科を卒業していなければいけないということで、はっきりしていますが、今の愛玩動物看護師法の書き方ですと、大学で指定科目を全て修めて、卒業していれば良いという書き方になっている。つまり、学科や課程の単位で大学に関しては指定そのものではないとか、養成所はあくまでも専門学校ということなのか、その辺りの文科省との関係を少し補足説明していただければと思います。

○環境省（小高）

先に環境省の方から説明し、補足があれば農水省さんがお願いいたします。

今の加隈委員の御指摘ですが、法律の規定上は、御指摘の通り、大学については大学を指定するものになっていなくて、あくまで、学生がどういった履修をしてきたかにフォーカスをしております。

養成所の指定の考え方も基本的には一緒で、履修の内容について焦点を当てた上で、養成所の方は他の法令の例も参考にしたということもあり、養成所という言葉を用いながら、都道府県知事の指定という構造になっております。養成所については、専修学校は当然ここに含まれておりますが、必ずしも専修学校でなくても、法令上は除外されていませんが、そういう趣旨で養成所という言葉が使われております。ただ、現行の履修の内容等を見ていくと、かなり今のコアカリキュラムですら相当な履修の内容になっておりますので、養成所が指定される際実態上どうなっていくかは、カリキュラムの検討を進めていく上で、御議論をいただければと思っております。

農水省さんも、もし補足があればお願いいたします。

○農林水産省（中元）

特に先生も御存知かと思いますが、獣医師法の場合は、受験資格として科目指定を大学ではやっております。第 12 条で、獣医学の正規の課程を修めて卒業した者ということで、カリキュラムは大学の方で自分なりに作っていただくと。一例として、多分先生方も御存知だと思いますが、大学の方でコアカリキュラムを作って、それをベースにカリキュラムを各大学で作っていくという構成になっております。

これはかなり資格によって違ってしまっていて、愛玩動物看護師法のように大学でも科目指定をしている法律もあれば、獣医師法のように正規課程という規定もあるということで、法律上の違いがあるということをお伝えしておきます。

○西村座長

よろしいでしょうか。

○境委員

先ほどから診療の補助業務の範囲やカリキュラムについて言及されておりますので、日本獣医師会からも概念的なものを述べさせていただきたいと思います。

小動物診療の現場では、民間資格でございます例えば、認定動物看護師等が獣医師の指示の下に行ってまいりました。一部、違法ともなるような診療補助行為が、今回の愛玩動物看護師法の制定によりまして、合法化されることに期待が大変大きい状況でございます。ぜひ、この期待に反しないように、臨床現場の実態を踏まえた現実的な対応、すなわち、少なくとも認定動物看護師が現在現場で実施されておられるような程度の診療補助行為の実施が可能となるように、できる限り広範なものとしていただく必要があるのではないかと考えております。

具体的な例としては、動物看護職協会の中に協議会を作って、関係団体といろいろな検討をしました。それをもとに、日本獣医師会でも委員会で検討をいたしまして、獣医師、愛玩動物看護師、それからその他のスタッフ、この3者の業務分担を提示しております。実は、これは大変遠慮した内容になっておりまして、願わくば、もっと幅広くやらせていただければと考えているところもありますので、ぜひ、この日本獣医師会が提案しておりますものよりも、厳しく狭いものにならないようお願いしたいと思います。

具体的に申し上げますと、例えば、人の医療では、国家資格としまして、医師の他に看護師、保健師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、救急救命士と、国家資格だけでもこれだけのものがあるわけですが、獣医療の場合には、獣医師の他に初めて、今回愛玩動物看護師という国家資格ができました。しかも、小動物病院の64%は、1人の獣医師で運営されていることを考えますと、パートナーとして唯一の国家資格者であります愛玩動物看護師の診療補助業務の範囲は、人医療の看護師と同等の範囲にとどまることなく、他の国家資格者の業務についても、法令上及び安全性上、許容される広範なものにすることが、私たちが目指しております適正なチーム獣医療を提供するためには必要と考えておりますので、ぜひ御理解の上、こういった高度な獣医療が提供できますように、御配慮いただきたいと思います。以上でございます。

○西村座長

ありがとうございました。

○太田委員

皆さんの熱い御意見をお聞きしまして、なるほどなと思って聞いておりました。特に境先生がおっしゃったようなことは僕も全く同じです。

まず、基本に立ち返って、僕は今日も仕事をしておりましたが、現場を見ていますと、本当に看護師の仕事は非常に大きな役割を果たしております。今まで、統一機構ということで、皆さん試験を受けまして、これで良いんだと思ったのに、今になってそれでは駄目だとなってしまったので、これからまたハードルを高くして、皆が受けるかと言いますと、横田委員もおっしゃいましたが、受けたい人はおられますが、まず皆さん、受けなくなってしまいます。やはり、できるだけハードルは低くしていただいて、今現実的に働いている人で、どうしてもそういう資格を取りたいという人たちがスムーズに試験をパスできるような環境を作ってほしいと思います。

そして、他の委員の方もおっしゃっていましたが、いろいろな範囲があると思いますが、できましたら、カリキュラム、いわゆる今から勉強する範囲を最初は狭くしていただきたいと、僕は強く思います。なぜかと言いますと、今、動物看護師・統一認定試験プロジェクトから問題集が毎年出版されています。それを参考にして出題を検討していますが、非常に広範囲で難しい。本当にこれが今の看護師を目指す人たちが絶対知っておくべきことなのかと、す

ごく疑問があります。

そこをよく皆さんお考えいただいて、もう少しハードルを低くしていただいて、みんなが本当に看護師になれるような形を作っていただければと切に願います。よろしくお願いいたします。

○西村座長

ありがとうございます。

○浅野委員

2つあります。1つは、概念の整理をしたいところで、保健衛生の指導の点です。意見ではないですが、整理しますと、獣医師法では第1条に飼育動物の診療と保健衛生の指導と、その他獣医事と3つ入っていますが、今回の愛玩動物看護師法には、この保健衛生の指導は入っていません。診療の補助となっていますが、診療とは診断と治療ということですので、そうすると、そこには衛生概念を入れてもいいのかもしれませんが、少なくとも獣医師法にはその概念は入っていないと考えざるを得ないと思います。

そうしますと、先ほど来、東海林委員もおっしゃっていますが、保健衛生の指導が当然動物愛護の観点からも重要な看護師の役割になってくると思いますが、それをどこから持ってくるのか。やはり概念的には、法律に保健衛生の指導と入っていない以上、3番目の愛護及び適正飼養の助言その他の支援と、言ってみれば、動物愛護法の方面から保健衛生の指導を持ってこざるを得ないのかなと思います。ただ、診療というのも、日進月歩で昔と変わっていき、保健衛生が当然入ってきていると思いますが。どう違うのかと言われると、私もまだ分からないのですが、ただ、意識としては、保健衛生の指導は、愛玩動物看護師に関しては、動物愛護や適正飼養の観点から持ってくる必要があります、必ずしも獣医さんの保健衛生とイコールではないということを、少し頭に入れておく必要があるのかなと感じました。

もう一つは、次回以降の議論になると思いますが、どこまでを診療の補助とするかです。衛生上の危害が生ずるおそれが少ないと認められる行為になります。当然、時代によって変わるものでして、最初からそれを広くとるのか、小さくして安全なところから徐々に広げていくのかという議論もありますが、まず、人の看護師と比較して考えざるを得ないのかなと思います。看護師の方を見ても、人の看護師の方は、危害のない行為しかできません。ですので、危害のおそれのある行為はできません。ただ、愛玩動物看護師の方が行える範囲が広いのかというと、そうでもなくて、必ず獣医師の指示が必要となっています。

ですので、広いのか、狭いのか、何とも言えませんが、そういう違いがあります。つまり、危害のある行為と危害のない行為の間に、危害のおそれがある行為というものがあるわけですが、危害のおそれのある行為の中で、おそれが大きいものは駄目、少ないものはできるということになっています。ですが、危害のおそれの少ないものも、人の看護師の場合ではできないわけです。そこをやはり比較する上では、考える必要があると思います。

また、人の看護師と違うところが、人の看護師であれば、自分の判断で危害がない行為と、もちろん看護はできますが、そういうものがドクターの指示がなくてできますが、愛玩動物看護師の場合は必要となり、今回の論点にもありますが、どれぐらいの指示が必要かと。目くばせ程度で良いのかとか、薬剤師に出す処方箋、指示書のようなものが必要なのかということが議論になってくるのかなと思っていますので、皆様からも次回以降、私もお聞きしたいなと思っています。以上です。

○西村座長

ありがとうございます。今後の話の進め方をかなりきれいに説明していただいたと思います。我々も今のことを頭に入れながら、議論していかないといけないと思います。大変貴重なご意見ありがとうございます。まだ御意見があるかもしれませんが、先に進めさせていただきます。

次に、議事(3)今後の検討の進め方の案について、事務局から説明をお願いいたします。

○環境省(小高)

資料5を御覧ください。今回、開催要綱によれば、検討会は必要に応じてワーキングチームを置くことができると書いてございますが、事務局の方で、今後の議論の進め方として、案の2を提示させていただければと思っております。

案の2については、左側の列にカリキュラム等検討会、本日の検討会は第1回になります。右の列にワーキングチームの動きの案を記載しております。

先ほどの具体的な検討事項は案の1でございましたが、こちらについて、検討会の中で、まず1回目、2回目、3回目まで一番大きな論点である業務のところを中心に御議論をいただいた上で、ワーキングチームの方に移りまして、カリキュラムの到達目標や、必要な科目、そして3回、4回目のワーキングチームでは、受験資格の特例などを検討いただくことを考えております。

最後第5回のワーキングチームは、試験のことについて御議論いただいた上で、これは御提案でございますが、ワーキングチームの方で検討会の報告書の案を取りまとめた上で、カリキュラム等検討会の方で、その検討会の報告書の取りまとめの案について、4回目のところで御議論いただくという流れを、事務局の方として考えております。

この件につきまして、各構成員の皆様から御意見等を頂戴できればと思います。資料5については、以上でございます。

○西村座長

ありがとうございます。今話がありましたように、この点につきまして、御質問や御意見がございますでしょうか。

○近江委員

今御説明いただきました議論の進め方については、このような形でカリキュラムができあがっていくのが理想かなと思っています。大学の方では、日本動物保健看護系大学協会がございまして、その中でもカリキュラムに精通した先生方もおられますので、ワーキングの先生方も今後選定されるかと思いますが、より習熟した方が選ばれると良いと思っております。

○西村座長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○下菌委員

今の近江先生のお話を受けまして、カリキュラムは、大学教育と専門学校教育は少し違いがあります。専門学校は、先ほど実習のお話も出ておりましたが、実務家を育成することが責務としてありますので、カリキュラムを作っていく上でも、ぜひ専門学校関係者も参画をされることを検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西村座長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

カリキュラムのところを10月11月の2カ月で行うというのはなかなか大変かなと思いますので、この辺は重い軽いというのは少し変えていく方向にはなると思います。なお、ワーキングチームの選任につきましては、今いただいた御意見などを参考にして、座長に一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

※「異議なし」の声あり

○西村座長

ありがとうございます。それでは、次回の検討会で結果を報告することにさせていただきます。

次に、議事（4）その他に進みます。

本日、様々な御意見をいただきましたが、次回の検討会に向けて、1つの提案とお願いをさせていただければと思います。次回の検討会の検討事項となる愛玩動物看護師の役割、業務の範囲や、知識及び技能について、各構成員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。いただいた御意見を次回の検討会の資料として配布し、議論の材料としたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。できるだけ広く御意見をいただき、どのように考えているのか、本音のところを聞かせていただいて、それを集約して、議論のもとにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いしてもよろしいでしょうか。

※「異議なし」の声あり

○西村座長

では、それではよろしくお願いいたします。それでは、本件に関して、農林水産省と環境省の方から何かコメントがございますでしょうか。

まずは、農林水産省の方からお願いいたします。

○農林水産省（郷）

本日、皆様方から様々な視点からいろいろな御意見をいただきました。特に、愛玩動物看護師が社会から期待されている担うべき役割はどうするのかとか、あるいは、現在働いていらっしゃる方々の新しい制度の下での活躍の場をどのように作っていくのかですとか、あるいは、先ほど先生からも整理していただきましたが、法令上の書きぶりとの整理など、論点がいろいろあるかと思います。

これから2回目、3回目に向けまして、今座長の方からもお話がありましたように御意見を伺いながら、事務局としても整理して、円滑に進むように、これから御協力してやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○西村座長

次に、環境省からお願いいたします。

○環境省（長田）

先ほど御説明の中でも触れましたが、今回、国家資格化に当たり、専修学校等でも最低限3年のカリキュラムを履修することになりました。今まで民間資格で2年でも場合によっては資格取得が可能であったものが、最低でも3年ということになり、その分の1年のかなりの割合が獣医療の向上に係る部分に割かれることについてはもちろん重要だと思っておりますが、環境省といたしましては、それだけではなくて、動物の適正な飼養管理に関する部分について、必要な知識や経験を積んでいただくことが重要になってくると思っております。

御説明の中でも触れましたが、動物取扱業においては、事業所ごとに動物取扱責任者の配置が義務付けられます。ペットショップ、ブリーダー、あるいは猫カフェなどの展示業、ペットホテルなど、様々な業種の中で、動物の適正な飼養管理を担う専門的な人材として活躍していただくということが重要だと思っております。

それから、地方公共団体も動物愛護センターや保健所で動物愛護管理を担っております。昨年度の動物愛護管理法の改正の中で、自治体の責務として、動物愛護管理担当職員も、獣医師等、動物の適正な飼養保管に関して専門的な知識を持つ者が充てられるというところ

も新たに規定されたところでございます。獣医師「等」と書かれておりますが、この時点では愛玩動物看護師法が存在しておりませんでした。当然、愛玩動物看護師の皆様にもその一翼を担っていただきたいということでございます。

その他、獣医療の現場以外でも、様々な一般の飼い主さんに対する動物の適正な飼養管理を指導していくとか、動物介在教育や動物介在活動など、様々な活躍の場が期待されております。そういう社会の要請を踏まえた愛玩動物看護師の姿をぜひこの検討会の中でも、御検討いただきたいと思いますと思っております。

一言で言えば、愛玩動物看護師は、日本の国民の動物の飼育の水準を上げていくための役割にもなると思っております、その活躍の場が広がっていくようなカリキュラムであり、試験問題の範囲、そして、実習や授業の内容が必要になってくると思っております。

例えば、動物取扱責任者は獣医師と愛玩動物看護師のみ実務経験なしで認められることになります。コロナの状況において、実習の難しさなども御指摘がありましたが、そういったことも踏まえて、with コロナの時代であることを前提にしつつも、それに応えられるような水準を確保していただくことも必要だと思っておりますし、そういったことが満たされる愛玩動物看護師が社会的に認知されて、その周知に環境省と農水省が一緒になって努力していくことの中で、処遇の改善もついてくると思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○西村座長

ありがとうございます。今日随分と御意見を頂戴して、愛玩動物看護師に求められるものが大分クリアになってきたかなと思っております。

診療補助に注目が集まりがちですが、今言われたように、もう少し広い範囲のことも愛玩動物看護師に求められるとよく理解できました。そのようなカリキュラムがあるのかなと、心配になってくるところもありますが、バランスも考えていかなければならないということがよく分かりました。

それでは、具体的な意見提出様式と締切につきましては、事務局から本日は皆様にメールで送付するようにいたします。事務局におきましては、各団体内の理事会等の議決等に一定の時間を要することも配慮して、締切を設定していただくよう、お願いいたします。

それでは、本日の議事は以上になりますが、もう少し時間がございますので、フリートークができるかと思います。全体を通して、何か御意見がございましたらお願いいたします。

○川田委員

公益社団法人日本動物病院協会は動物の診療管理や、あるいは、経営などに関連して、活動を行っています。その上でのお話をさせていただきますが、獣医は大学4年では足りないから6年にと、私の前の年からなりまして、米国では8年です。

現在、この動物看護師の2年を3年に延ばすというのと、4年制の大学がありますが、あ

まりにも、先ほど太田先生がおっしゃっていたこともそうですが、実際の臨床的な業務に関わる内容のトレーニングや知識の吸収、その上で、接遇など様々なものが必要ではありますが、現役なら 19 歳から 21 歳ぐらいの若い方に 3 年間で全部教えるというのはかなり難しいと思います。

私が臨床獣医師として現場にいて思うのは、境先生も指摘されましたが、確かに採血 1 つとっても、それがその動物に怪我を負わせたりすることがあります。注射行為でも、例えば、生理食塩水を打つのと、抗がん剤を打つのでは全然違います。そういった具体的なことは、今の動物看護師はトレーニングされていません。やはり、3 年間という限られた時間であれば、保健衛生行為、動物に障害を与えない行為を優先的にしたカリキュラムを組まないと、いろいろなものをのべつ幕なしやっていると中途半端に終わる可能性がある、非常に危惧しています。私はそういう意見です。

○西村座長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○東海林委員

カリキュラムの話がまた出ましたので、事務局の方に次回までに調べていただきたいお願いがあります。

実は、専門学校だけに限らず、大学の方も盛りだくさんなカリキュラムを作るところが多くなって、学生が四苦八苦しているような状況です。ちょうどコロナのやつで、各専門学校、特に大学ですが、オンライン授業が急速に普及しました。教育の ICT 化は進むことはあっても、終わることはないと思っています。

それを見越しているのかどうか分かりませんが、平成 11 年ぐらいに、文部科学省さんが教育の ICT 化を進めるということで制度改正をして、大学で言えば 124 単位中 60 単位までネット授業でも OK というように、いわゆる設置法を改正されています。今回は特例で、60 単位よりももっと増えても良いとしています。

そういった意味で、どのようなカリキュラムが医療補助と適正飼養動物愛護、その 2 つを網羅するようなカリキュラムが組まれるのはこれからだと思いますが、対面での授業だけではなくて、ICT を活用したオンライン授業をうまく組み合わせることで、学校あるいは学生の負担を軽減する方法もあると思います。そういった可能性があるのかどうか、あるいは事例があるのかどうか、そういったところを次回、または次々回、あるいはワーキングチームでなのかは分かりませんが、いずれということで、何か参考資料などをまとめていただければ、議論の足しになるのではないかと思います。

○西村座長

事務局、よろしいでしょうか。今、日本の大学はほとんど WEB で講義している。私の大学

も今年1年は全部WEBでということになりました。他にございますでしょうか。

○水越委員

今、座長の方から愛玩動物看護師の役割、知識、技能の整理ということで、非常に大きな宿題をいただきましたが、やはりここが決まらなければカリキュラムや、講習会の内容は決まってこないのではと思っております。非常に重要なところだとは思いますが、診療の補助と言うと、資料3にもありますように、例えば、採血、投薬、カテーテル、実際の技術的なところのイメージが強いと思いますが、資料3では愛玩動物看護師以外にも実施可能というところに入っている入院動物の世話や、院内の衛生管理、例えば、消毒や環境衛生などは専門的な技術や知識が必要な部分ではないかと考えます。

うちの学生なども勉強することによって、消毒や滅菌などの知識を得ていきますので、個人的な意見ではありますが、入院動物の世話や院内の衛生管理は診療補助に入れても良いのではないかと考えます。これはイメージということで作っていただきましたが、宿題の中で、愛玩動物看護師の業務独占の部分とそれ以外の人もできるという部分のところの意見も含めても良いでしょうか。

○西村座長

それは御意見として書いていただければと思います。あまり下向きに広くすると、業務独占という点で免許を持った看護師さんがいない間は、大変つらいことになると思いますので、その辺も考えてやっていかなければいけないと思います。

○桜井委員

私ども学術団体は25年ほど活動してきておりますが、獣医療の補助と適正な飼養管理に関する業務は、発表の内容を聞いていると、二極化してきています。獣医療の補助の方はどんどん高度化していき、それによって出てくる論文にはついていけないという感じの部分も一般の動物看護師にはあるのだろうと思います。

ただ、適正な飼養管理に関する業務は底辺としてずっと重要なことで、そこは通念として25年間一貫してシンポジウムやワークショップで扱う行為がずっと行われてきています。ただ、文章化すると、どんどん難しくなるということを背景に考えますと、その状況をどう反映するか。先ほど、太田先生もおっしゃいましたように、ハードルを下げると。それは非常にそう思います。試験のハードルを下げないと、受ける人が少なくなるだろうと思います。

それから、境先生がおっしゃるように、狭く設定するなど。そのところも十分に理解できることですが、両方を受け入れた上で設定するのは難しいのでは思ったりもしますので、次回までの宿題とさせていただきます。

○西村座長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○加隈委員

法律自体の対象動物が、今回愛玩動物と限定されているということはよく分かってきていることですが、外国の卒業者をどう扱うかを議論するのであれば、日本でこの資格を取った人が、海外でどのように活躍するのか、国際的に、それはまたレベルの高い話になるのかもしれませんが、今後の Para-Veterinary Professionals としてどのような位置付けになっていくのかを少し意識しておいた方が良いのかなと思いました。

海外でも、中心的にはやはり小動物臨床で動物看護師さんが働かれていると思いますが、animal welfare はやや専門としては違うものになっていることも多い中で、愛玩動物看護師は両方を包含していくのか、どちらかと言えば獣医療のところに重きを置くのか、そこは難しい課題だと思いますが、事務局の方でその辺り整理すべきところの調査があればお願いできたらと思います。

○西村座長

まさしくここで討議しなければいけないことかなと思っております。

○境委員

時間がないところ恐縮でございますが、先ほど、私が診療補助業務の範囲について、獣医師の独占業務である診療行為の部分幅広く取ってほしいという御要望をさせていただきました。その上で、愛玩動物看護師、その他のスタッフとの役割分担をした上で、チーム医療の適正な提供をはかるということですが、もう1つ重要な課題と考えておりますのは、愛玩動物看護師の積極的な雇用、それから、処遇改善を進めないといけないということと、もう1つは現職のスタッフの雇用の安定をはかる必要があると考えています。

3者の業務の範囲を考える時に、獣医師の業務独占である診療行為そのものの範囲はあまり広げない方が良いのではないかと考えています。すなわち、愛玩動物看護師以外のスタッフの方が、ある程度業務をこなすという形にしておかないと、小動物の臨床現場では、なかなか持たないのではないかと。すなわち、獣医師と愛玩動物看護師とその他のスタッフしかないわけですので、その点では、業務独占となる診療補助行為、つまり一般的な業務のところをあまり広げすぎますと、現場の対応が難しくなるのではないかと考えるので、御理解をいただければと思います。

○西村座長

ありがとうございます。時間になりましたので、事務局にお返しいたします。

○環境省（尾崎）

皆様、長時間の御議論どうもありがとうございました。次回の検討会の日程は、調整中ですが、決まり次第、速やかに事務局から御連絡をさせていただきます。

以上を持ちまして、本日の検討会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上